

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

異議申立人が名張市情報公開条例（平成10年名張市条例第13号、以下「条例」という。）に基づき行った次の公文書公開請求に対し、実施機関が行った公文書公開決定の取り消しを求める。

公文書公開請求日：平成25年6月20日（平成25年6月21日受付）

請 求 内 容：市議会会派の平成24年度政務調査費収支報告書において、交付額以上に支出している会派（心風会、清流クラブ）の支出・支払い領収書のすべて

実施機関の処分：平成25年7月5日付名議総第125-001号（公開決定）

3 実施機関の説明趣旨

実施機関の説明は、情報公開請求に基づき、心風会、清流クラブの平成24年度に係る政務調査費収支報告書の支払い・領収書等の写しを公開した。

4 異議申立て理由

別紙異議申立書のとおり

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、より一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生じる恐れがあるなど、市

民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する。

(2) 本決定について

実施機関は、本情報公開請求に基づき、心風会、清流クラブの平成24年度政務調査費収支報告書の支払い、領収書等の公文書を全部公開した。

実施機関は文書の特定を誤りなく行っている。したがって、実施機関の公開決定は妥当である。

(3) 結論

よって、審査会の結論のとおり答申する。

## 6 審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成25年 7月31日	諮問書受理
平成25年 8月27日	第62回名張市情報公開審査会 審査 実施機関からの意見聴取
平成25年11月6日	第63回名張市情報公開審査会 答申

## 7 審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	前 田 定 孝	三重大学人文学部准教授
会長職務代理	大 塚 耕 二	三重弁護士会 弁護士
委 員	三 宅 裕一郎	三重短期大学法経科准教授
委 員	國 富 静 代	名張市人権擁護委員
委 員	中 谷 由希子	三重弁護士会 弁護士